

第2回補助金等検討委員会議事録（要旨）

1. 開催日時 令和2年1月24日（金） 午後1時30分～午後4時00分

2. 開催場所 筑後市役所 第1委員会室

3. 出席者

(委 員)

明石 照久 委員長、鶴 弘之 委員、馬場 範夫 委員

(事務局)

長野 秀文 財政課長、木庭 雄二 財政課員

下川 尚彦 防災安全課長、横溝 純平 防災安全課員

(コンサル)

佐々木 央（富士通総研）、中村 圭（富士通総研）

4. 報告

(1) 第1回補助金等検討委員会の意見に対する市対応

事務局：第1回補助金等検討委員会の意見に対する市対応について説明。

委 員：平成19年度補助金削減状況に関して、市の実行件数が提言に比べ1件増えている一方で、金額が11,931円減少している理由は何か。

事務局：提言における審査補助金のうち、市の実行では、総合福祉センター補助金1件1,600万円程度を公共的施設であることから除外し、新たに2件の補助金を追加したものである。

委 員：それ以外の補助金は、提言どおり削減したのか。

事務局：提言では削減されなかった補助金についても、計画の削減方針に基づき一律削減を実施している。

5. 議題

(1) 補助金等の見直しについて

筑後市補助金等適正化に向けたガイドライン（修正案）

事務局：筑後市補助金等適正化に向けたガイドライン（修正案）について説明。

委 員：異議なし

(2) 個別補助金の審査について

事務局：審査補助金一覧、審査の進め方について説明。

委 員：基本的なところになるが、ガイドラインの補助金の分類では、団体運営費補助と事業費補助が示されており、今回審査の筑後市防犯協会補助金は交付要綱第2条において、補助は事業とされている。交通安全協会補助金、筑後市保護司会補助金、交通遺児を支える補助金も事業とされており、運営費補助とはなっていないと思うが、所管課作成の補助金審査調書では、いずれも交付対象は事業費及び運営費補助であるとしている。財政課はどのような見解か。

事務局：交付要綱第2条の補助対象経費において事業の運営費が含まれていると認識している。

委員長：補助金は対象事業に対して補助するものであり、対象事業の中に運営費に分類される費目もあればと事業費に分類されるものがあると理解していただきたい。

コンサル：要綱上、運営費補助に関しては、補助事業に必要な人件費等の運営経費に限定しているはずなのに、補助事業以外の団体の自主事業の運営費に補助金が充てられている場合があり、この点も審査をする必要があると考える。

事務局：運営費として補助金を長期で出し続けることは問題があると考えており、運営費は助走期間としたい。その後は、事業費補助として効果があがっているかという視点に見直していくべきと認識している。外部の視点でおかしいところは、委員から指摘をお願いしたい。

委 員：委員が審査を行うためには、補助金の必要性、適格性を判断しなければならない。のために、補助金所管課は個別補助金の審査調書、質疑通告書の内容について、的確に説明されるよう強くお願いしたい。

事務局：筑後市防犯協会補助金について説明

委 員：決算書では繰越金の一部が車両更新費に積み立ててあるが、事務局1名体制の団体に経費がかかる車が必要なのか。車両は青色パトロール車と思うが、その活動に効果はあるのか。

事務局：青色パトロール車は防犯協会のほか2校区に6台あり活動していることから、警察からは回転灯を付けて回っていることで防犯や住民の意識向上に役立っているといわれており、防犯協会が2校区を除く市内で活動することは意義があると思われる。

委 員：この補助金は事業費補助と運営費補助に位置づけられているが、防犯協会自体は運営費補助と認識されているようで、行政側と補助を受ける側とで認識のずれがあるように思われる。将来的には、事業費補助に持つて行くべきであると思う。

事務局：この補助金は平成24年に補助要綱を整備し、事業費補助及び運営費補助に位置づけたが、それ以前から長い間交付していたため、補助を受けてきた側は事業費・運営費を区別する認識はあまりなかったと思われる。基本的には、運営費から事業費補助に替えていくべきであると思う。

委 員：この委員会は、説明された内容を踏まえて、その事業の公共性や公益性を理解した上で補助金の適正性など意見を出すつもりであるが、補助金の説明では、定額である理由や積算根拠、その妥当性が不明とされているが、これではこの補助金の支出は不適正であるとしか言わざるをえない。事情は分かるが、防犯協会、警察、補助金所管課含めて市民の方にこの補助金を交付している考え方を説明できるよう整理をお願いしたい。この整理がない中で委員会が問題ないとは言えない。

コンサル：補助対象事業が具体的にどの事業なのか明確にし、対象事業について、その事業費と運営するために必要な人件費を分けて、金額を明確にする作業が必要になる。その上で、委員にフィードバックしないと審査しようがないので、この作業をしてからの審査ということになる。対象事業が明確になった後には、補助金の有効性を審査するため、対象事業が市内で起きた犯罪認知件数と照らして効果を生み出しているのかという説明が必要になる。

委員長：防犯協会補助金については、対象事業等の追加資料が提出されて審査ということとする。

事務局：筑後市保護司会補助金について説明。

委員：保護司法では、保護区毎に保護司会を組織することになっており、八女保護司会は法的位置づけがあるが、下部組織として法的位置づけがない筑後市区域の保護司会の必要性を議論する必要があるのではないか。

コンサル：筑後の特性を明らかにして八女保護司会とは別になぜ筑後市保護司会を設けるのかという説明が審査には必要になる。防犯協会補助金と同様に筑後市保護司会の対象事業を特定し、その事業効果や筑後市独自で行う意義を説明する資料が必要である。

委員長：筑後市保護司会補助金については、追加の説明資料提出後の審査とする。

事務局：筑後市交通安全協会補助金について説明。

所管課としては、補助要綱上、事業費及び運営費補助金としているが、事業費補助に限定すべきと考えている。

委員：事業費に限定する場合、歳入歳出決算書では、保険費と慶弔費が事業費に含まれているが、これは除外すべきである。事業結果を評価できるよう、交通事故の発生状況の詳しいデータを出してもらう必要がある。

コンサル：歳入歳出決算書について、光熱費と通信費は事務所の維持管理のための運営費であり、市が補助対象事業として考える事業は、広報安全活動費になると思われるので、市に実績報告書を出す際には、対象事業内容が分かるよう整理する必要がある。また、交通事故の状況から事業の効果を考えると、筑後の高齢者や子どもへの対策をもっと行うこととか、20歳未満、20歳代の交通ルール遵守の意識を高める活動にもっと取り組むことなどが所管課の課題になっている。交通安全協会を通して行っている事業がこの課題に対して適切であるということがないと事業効果が認められないということになる。所管課は、筑後の交通事故の状況・要因を理解し効果が出る事業に補助金を交付するという意識を持って交通安全協会と協議・整理する必要がある。

委員長：補助金は、筑後の政策を推進するための手段であり、何を目指してどのように

組み立てていくのかがポイントである。補助金を活用することでターゲットにどれだけ近づけるのかという視点が求められるし、活動の内容がどれくらい効果を上げているのか市民への説明ができなければいけない。これまでの議論を踏まえて、交通安全協会と整理をしていただきたい。

以上、審議終了